

届出書の記載例

第七号様式（第十六条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 鹿児島県知事(●)第●●●●●●●●子
商号又は名称 ●●●●株式会社
郵便番号 890-●●●●
主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町●-●
氏名 代表取締役 鹿児島 太郎
電話番号 099-286-●●●●
ファクシミリ番号 099-286-●●●●

鹿児島県知事 殿

Excelファイルに入力する場合は、西暦で入力してください。
その他のファイルの場合は、西暦でも和暦でもかまいません。

記

1 基準日 ●●●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅
又は令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積55㎡以下の住宅の戸数」及び「共同分譲（※）により
引渡した戸数」を除く。）を記載する。
※瑕疵担保負担割合を記載した宅建業法第37条に基づく書面を買主に交付した場合、以下同じ。

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅（令第7条第
1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅のうち「床面積55㎡以下の住宅の戸数（共同分譲を除く。）を記載する。
※瑕疵担保負担割合を記載した宅建業法第37条に基づく書面を買主に交付した場合、以下同じ。

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ 30

(3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅のうち「共同分譲の戸数（55㎡以下の戸数を除く）」を記載する。 → ニ 137

②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	負担割合ごとの合計戸数を記載する。	令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
3/5	自社の負担割合を記載する。 分数の場合は、「○/△」と百分率の場合は、「○%」と記載する。	77	46.2
50%		60	30
合計戸数		ニ 137	ホ 76.2

①の「ニ」と一致することを確認する。

特例の適用前戸数 × 自社の瑕疵負担割合の割合 (小数点2位未満の端数は切り上げ)

(4) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

供託に係る新築住宅のうち「共同分譲の戸数（55㎡以下）」を記載する。 → ヘ 200

②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	負担割合ごとの合計戸数を記載する。	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
3/4	自社の負担割合を記載する。 分数の場合は、「○/△」と百分率の場合は、「○%」と記載する。	80	30
50%		120	30
合計戸数		ヘ 200	ト 60

①の「ヘ」と一致することを確認する。

特例の適用前戸数 × 自社の瑕疵負担割合の割合 × 0.5 (小数点2位未満の端数は切り上げ)

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 966.2

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

[1の基準日前10年間に届出た戸数（本様式「チ」の合計） + [今回の届出書「チ」に記載した戸数] を記載する。 → リ 3050.1

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

262,004,000円

2-4 金銭の供託

1の基準日までに供託した全ての供託状況（以下2-5、2-6についても同様。）

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
鹿児島地方法務局	平成21年●月●日	第●●●●号	174,000,000円
鹿児島地方法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	71,000,000円
			(計)又 245,000,000円

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
 ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312-3 32	20枚	100,000円	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105-1 25	20枚	100,000円	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●●●法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83-13 3	50枚	200,000円	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
鹿児島地方法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	●●●●●●	5,250,000円
				(計)ヲ 5,250,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ = 262,050,000円

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
●●●●保険	200
●●●●保険	165
合計戸数	365

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

1,562

「イ」 + 「ロ」 + 「ニ」 + 「ヘ」 + 「3の合計戸数」

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供した新築住宅」を含む。